

「悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令(案)」に関する 御意見の募集(パブリックコメント)の結果について

令和8年9月 29 日(火)

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

「悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令(案)」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間:令和8年8月3日(月)～令和8年9月1日(火)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:11 件(うち意見募集要領の要件を満たした意見:9件)
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
国籍によって、悪臭がするとでもいうのか？ 政権与党の差別的な思想を 行政に持ち込まないで 頂きたい。 当改定案 および 根拠としている戸籍法改定の廃 止を求める。	本改正は、行政手続の簡素化及び国民負担の軽減 の観点から、本籍欄を削除するものであり、すべ ての申請者に一律に適用されるものです。
「負担軽減」というなら、国籍の記載自体、止めさ せれば良いだろう。 当局などによる迫害を怖れて 国籍を伏せたい者も 居る。 わざわざ（元々 国籍無しで機能していたものに） 国籍を書かせる意味が解らない。	
治安上のリスクの懸念から、「本籍地」の記載及び 本籍欄について削除することに反対します。	
反対である。日本の国家資格であれば、戸籍を記載 して当然であり、それを曖昧にしては良い結果は生 まれない。何か問題が起きた際に、特定の反日国の 同資格保持者がこぞって同じ主張をし出す可能性 が否めないからだ。	
＜該当箇所＞改正の趣旨全体（本籍欄の改正、簡素 化・国民負担軽減） ＜御意見内容＞ ウェブ申請化には賛成する。しかし簡素化を理由に 本籍・国籍の記載を削り、日本人と外国人の判別を 難しくする改正には反対する。臭気判定士の受験お よび免状交付は日本国籍者に限ること。 ＜御意見の理由＞ 本資格は日本の市町村が日本の生活環境を守るた めの国家資格である。日本人ファーストの立場か ら、取得対象は日本国民に限るべきである。「国民 負担の軽減」の国民はまず日本国民を指す。外国人 に資格を開けば、本人確認、不正対策、免状管理が 増え、日本人納税者の負担は減らない。減税と行政 事務削減のためにも、対象を日本国籍者に限定し、	

余分な国際対応事務を作らないこと。 ＜該当箇所＞臭気判定士免状および試験様式の本籍欄の改正、写真の本籍地記載に係る規定 ＜御意見内容＞ 本籍欄・国籍欄の削除に反対する。免状および申請様式に、日本国籍か外国籍かが判別できる記載を残すこと。書き方の整理はよいが、記載自体をなくすことは認めない。 ＜御意見の理由＞ 本籍・国籍は測定技術そのものではないが、国家資格の前提確認に必要である。記載を消せば、行政も委託元も資格保有者の国籍を免状面から確認できなくなる。これは事務削減ではなく管理放棄である。必要情報まで削る改正には反対する。 ＜該当箇所＞ウェブ申請移行に伴う書面提出書類の改正、および受験資格・交付対象が日本国籍者に限定されていない点 ＜御意見内容＞ 書面の重複提出は日本国籍確認済みの者について減らしてよい。ただし国籍確認書類までなくすな。省令で受験・交付を日本国籍者に限定し、外国籍者の新規交付と更新を認めないこと。日本人向けの無駄な規制と更新事務は別途削ること。 ＜御意見の理由＞ ウェブ化の目的は日本人の事務負担と官の紙作業を減らすことであり、国籍確認の省略ではない。外国人の取得を禁止すれば、在留確認などの事務ごと不要になる。過剰規制削減とは、日本人事業者を縛る周辺手続を削ることであり、日本人と外国人を同じ資格で扱うための国際仕様化ではない。税金で維持する資格の便益は日本国民に帰属させるべきである。	
行政手続の簡素化および Web 申請移行による受検者負担の軽減という本改正の趣旨に強く賛同いたします。 その上で、円滑で確実な運用を確立するため、省令	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

改正を要さず運用ガイドライン・受験案内・Q&A 等への明記によって容易に対応可能な以下 4 点の改善提案を提出いたします。 ① Web 申請における顔写真データの推奨規格および判定基準の明示 ②受験案内等における既交付免状の取り扱い（経過措置）の明記 ③ Web 申請移行に伴うサポート体制および問い合わせ対応の案内 ④本人確認の精度維持に向けた運用手順の整理	
臭気判定士免状および臭気判定士試験に係る申請様式からの本籍欄の削除、および受験申請のウェブ移行に伴う写真規定等の削除について、行政手続の簡素化および国民負担軽減の観点から基本的に妥当であると考えます。 一方で、受験申請の書面からウェブへの移行や写真に関する規定の削除にあたっては、以下の点について懸念があり、運用上の明確化を求めます。 ・本人確認の厳正さの担保 従来必要とされていた写真の裏面記載等の規定が削除されることにより、替え玉受験や本人なりすましに対する抑止力が低下する懸念があります。 ウェブ申請時における顔写真データの規格（撮影時期、本人確認書類との照合方法など）について、不正を防ぐための明確な基準を省令または運用ガイドラインにおいて担保していただきたい。 ・資格の信頼性維持 行政手続の簡素化は推進すべきである一方、国家資格・公的資格としての臭気判定士の信頼性が損なわれないよう、デジタル化後も確実な本人確認・資格者管理が行える仕組みを構築することを要望します。	
・本籍地削除による同一人物識別・本人確認の精度の低下 同姓同名の人物が急増する中、本籍地は全国規模の国家資格管理において、正確な同一人物を識別するための重要な補完情報として機能してきた。 これを単に不要な個人情報の削減という一律の	

トレンドのみで削除した場合、名寄せの精度が低下し、なりすまし受験や不正取得のリスクを完全に排除できなくなるおそれがある。 氏名・生年月日・住所といった表面的な情報のみに依存する体制への移行が、どのようなセキュリティ上の担保によって補償されるのか、具体的な根拠を示すべきである。 ・写真に関する規定削除に伴う本人性担保の形骸化 写真の大きさや裏面記載の規定削除についても、オンライン申請への移行を見据えたものと推測されるが、要件の撤廃が本人性の担保の緩文化に直結してはならない。 データ提出時における画質、撮影時期、本人照合のアルゴリズムや審査プロセスの基準が不透明なまま規定を削除することは、厳格性が求められる国家資格の信頼性を揺るがす行為である。 結論 利便性や行政コストの削減を優先するあまり、国家資格の信頼性の根幹である確実な本人確認という安全弁を外すことは、結果として社会的な不正やデジタル犯罪への加担につながるセキュリティホールを生み出す懸念がある。 したがって、規制緩和を進めるにあたっては、形骸化したアナログ規制の撤廃と引き換えに、より堅牢なデジタル上の本人確認手法がどのように導入・維持されるのかを省令等の規定において明確に担保すべきである。	
悪臭防止法は本来、生活環境の悪臭問題（民泊・外国人滞在・ゴミ問題・工場・飲食店など）を扱う法律であり、制度改正の効果を検証するための成果目標や KPI が存在しない点は重大な問題であると考えます。 行政文書の透明性と説明責任を確保するためにも、本改正案には必ず成果目標と KPI を設定する必要があります。	本改正は、臭気判定士免状及び臭気判定士試験に係る申請様式等の「本籍地」の記載及び本籍欄削除ならびにウェブ申請移行に伴う提出書類に係る規定の見直しを行うものです。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

【1. 本案件に必須と思われる KPI の例】

(1) 悪臭苦情件数の推移 (2) 自治体が行う悪臭測定の実施件数 (3) 臭気判定士試験の受験者数・合格者数 (4) 民泊・簡易宿所に対する悪臭指導件数 (5) 悪臭対策に関する自治体の対応時間 (平均)

【2. KPI 算出のためのデータを誰がどこから集めるべきか】

●自治体 (市区町村) : 悪臭苦情件数、民泊・飲食店・工場への指導件数 ●環境省 : 臭気判定士試験の受験者数・合格者数、悪臭測定の実施状況 ●観光庁 : 民泊の悪臭関連指導件数 ●厚生労働省 : 生活衛生関連の苦情データ

【3. 行政手続法 39 条 2 項との整合性について】

行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠条項が明示されていること」を求めています。本件は命令等ではありませんが、悪臭防止法の運用に関わる重要な行政文書である以上、目的・成果目標・検証方法・達成期限が具体的に示されていない点は、同項の趣旨に照らして不十分です。

【4. 高市政権の「縦割り行政の壁を超える方針」との整合性】

高市政権は「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI など戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを指示していますが、今回の改正案は環境省単独の文書であり、自治体・観光庁・厚労省・デジタル庁との連携の記述がありません。悪臭問題は複数省庁が関わる領域であるため、縦割り行政の打破の方針に反している可能性が高いと評価できます。

【5. AI・AX・DX との関係とデジタル庁との協調】

今回の改正案には「オンライン申請への移行」が含まれ DX と関係しますが、デジタル庁との協調、自治体の悪臭苦情データの標準化、AI による臭気センサーの活用などの記述がありません。悪臭対策は DX と相性が良い領域であるため、DX の観点から制度設計が不十分である可能性があります。

【6. 国籍（本籍）記載の廃止に関する懸念】 本籍欄の削除は、行政統計の透明性という観点から慎重な検討が必要です。 ・外国籍者と帰化者を行政統計で識別できない状態は制度的信頼性を損なう ・米国との通商交渉でも国籍・在留資格の正確な行政記録は経済安全保障上重要 ・先進国では、民間への公開とは別に、政府自身が国籍・帰化歴を正確に把握することが基本 ・本籍欄の廃止は「日本は外国籍者を日本国籍者と誤認させるために国籍を隠している」と疑われるリスクがある。 これらの観点から、本籍欄の削除は国際的な制度信頼性の観点で望ましくない可能性があります。 【7. 成果目標・KPI が存在しない場合に求める事項（EBPM の観点）】 政府は全府省庁・原則全事業を対象として EBPM および行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示し、成果指標・基準値・目標値・達成期限・予算との連動状況を設定・公表してください。KPI は多ければ良いわけではなく、最小限の時間とコストで最大の効果を得られるよう、バランスを考えた制度設計を求めます。 以上の理由から、本改正案には成果目標と KPI を設定し、行政手続法 39 条 2 項の趣旨および高市政権の「縦割り行政の打破」の方針に沿うよう、内容を具体化し、関係省庁・デジタル庁との連携を明示することを求めます。	
---	--

以上